

## 今年も開催されます(お法使祭 / 砥川神社 秋の大祭)

### 津森神宮「お法使祭」

県指定無形民俗文化財である「お法使祭」が開催されます。笛や太鼓による道楽などに先導され、ご神体を乗せたみこしが12年かけて益城町・西原村・菊陽町を巡る、県内でも珍しいお祭りです。

**日程** 10月30日(水)

午後1時 遷宮祭(平田地区お仮屋)  
受け渡し神事(三竹橋付近)  
お休み場神事(津森橋付近)  
(予定)午後5時 遷座祭(田原地区お仮屋)

**駐車場** 御前社境内地内

岡お法使屋会事務局 村上高志 ☎090-8390-0163



### 砥川神社秋の大祭

地区の人々が古くから守り続けてきたお祭りで、五穀豊穡を感謝して獅子舞が奉納されます。

**日時** 10月19日(土) 獅子舞奉納  
は午後6時30分ごろ

**場所** 砥川神社

岡中砥川区長 福馬則幸

☎090-1877-5520



## 在宅で介護している人へ介護者手当を支給します

被介護者を常時介護している介護者に対し、その労をねぎらい、福祉の増進を目的として手当を支給します。要件や申請の方法は、次のとおりです。

### この場合の被介護者とは

町に住所があり、10月1日から前の1年間、次のいずれかに該当し、**常時介護が必要な人**

①介護保険制度の要介護4以上 / ②身体障害者手帳1種1級所持者 / ③療育手帳A1所持者

### この場合の介護者とは

10月1日現在、町に居住し住民基本台帳に記載されていて、引き続き1年以上被介護者と同居し在宅介護している人

### 支給の対象とならない場合

被介護者、または介護者が平成30年10月1日から令和元年9月30日までに、

- ・病院、施設等に30日を超える入院/入所/ショートステイ利用をした場合
- ・他の市町村が支給する、在宅ねたきり老人等介護者手当等(同様の手当を含む)を受けたとき
- ・在宅介護者および当該被介護者等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)の規定により、当該被介護者に係る特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当または福祉手当(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)の規定による改正前の「福祉手当」をいう)の支給を受けたとき

### 手当の申請

**受付期間** 10月1日(火)～31日(木)  
(土・日・祝日を除く)

**受付場所** 福祉課

**必要なもの** 介護者と被介護者の印鑑(スタンプ式不可) / 被介護者の健康保険証 / 介護者の預貯金口座が分かるもの(預金通帳など)

**手当の額** 年額5万円。次のいずれかに該当する場合は年額10万円

- ・被介護者要件①に該当し、入院等および介護サービスの利用がない
- ・被介護者要件②か③に該当し、入院等および障害福祉サービス、障害児通所支援の利用がない

**支給方法** 調査と審査後、決定し、口座振り込みで支給。

- 申請時に介護者に介護状況等の調査をし、後日、訪問調査を行う場合があります。
- 前回受給した人でも、今回該当しない場合があります。

岡福祉課 高齢者支援係 ☎286-3114

障がい支援係 ☎286-3115